

住民主体の景観づくりを考える ～環境学習と「まち育て」～

えひめ地域づくり研究会議運営委員

門田 眞一



1. 暮らしや歴史に根ざしたアメニティとしての景観

歴史的な町並みを生かしたまちづくりや景観の創造について、近年、市民の強い関心が感じられる。70年代からの町並み保存の運動や自治体主導の景観条例・まちなみ協定の取り組みが全国的に大きく広がったことによるが、明らかに時代の波が変化している。地球環境問題と経済のグローバリゼーションは、一方で地域において自然との共生、歴史的に形成された伝統や文化などアイデンティティを問い直し、都市や農村の持続可能な発展のあり方を模索しはじめている。EU/ECでの「サステナブル・シティ」を合言葉にした都市再生も、こうした流れの中にある。歴史的町並みや地域の景観を守り創造する市民の活動は、視覚的なものを越えた、総体としての「住み続けられる環境」「ほんものの暮らし方」を求めているように思える。

景観とは、ランドスケープといわれるように土地や地域とむすびついたものである。愛媛に住む私たちにとっては、都市計画的な「景観」という言葉より「風景」といったほうが親しみがある。瀬戸内の海や島影、四国の山々など自然的な地形、歴史的に形成された町並みといった視覚的な眺望や遠望とともに、風景・景観は、地域の風土と歴史、暮らしや文化に深く根ざしている。

風景・景観は、地域に住む住民の生活概念であり、アメニティの重要な構成要素である。80年代に「環境の質」を問うキーワードとして登場したアメニティの定義について、イギリスの都市計画家であるウィリアム・ホルホードは、「単に一つの特質をいうのではなく、複数の総合的な価値のカタログである。それは芸術家が目にし、建築家がデザインする美、歴史が生み出した快い親しみのある風景をふくみ、しかるべきものがしかるべき場所にあること、すなわち全体として快適な環境をいう」とした。アメニティとは「しかるべきものが、しかるべきところに存在する (the right thing in the right place)」状態を保存し、創造していこうとする思想である⁽¹⁾。

アメニティとしての風景・景観は、人々の愛着・共感のなかで生まれ、共有化された地域の歴史的ストックをふくんでいる。いったん破壊・喪失すれば復元できないものがある⁽²⁾。風景・景観を守り創造する課題は、地域の暮らしや歴史に根ざした「複数の総合的な価値」である公共財としてのアメニティを、住民と行政が、どのような理念と方法で育て、維持・発展させていくのかという問題である。

松山広域生活圏のなかで、比較的自然的条件が残さ

れている伊予市での風景・景観や歴史的町家・町並みを守る市民の活動を紹介しながら、住民主体の景観づくりの課題を考えてみたい。

2. 景観を守る市民の活動の現状 —伊予市の事例

(1) 市民投票による「伊予市八景」の選定

伊予市は約6割が山地、約3割が低地となっており、瀬戸内海の伊予灘に向かって比較的なだらかな地形が広がっている。温暖少雨の瀬戸内海気候特性を反映し、古くから農業灌漑用に大小146ヶ所の溜池が造成され、伊予市独特の気候景観を形成するとともに、朝夕に谷上山を仰ぎ、松山平野唯一の自然林を有する伊予岡八幡神社の「照葉の森」、市街地につながる五色浜の松林の港と、目鼻立ちのはっきりした地域の風景が残されている。

1995年6月、伊予市八景実行委員会という市民団体が結成され、伊予市の景観を守る活動が始まった。「市制40周年を機にふるさとの豊かな自然を見直したい」とする背景には、山肌に沿って松山自動車道や伊予ICが建設され、地域の風景が大きく変貌しようとしていたことがある。この市民の活動にはいくつかのユニークな特徴がある。



谷上山からの眺望

第一の特徴は、伊予市八景が、明治時代の原風景や「郡中八景」選定の歴史的な伝統を継承していることである。正岡子規の書道の師、伊予の漢学者武智五友が明治27年(1894)「伊予一郡の美は、今日の郡中にあつまるなり」と称え、先人達は中国の洞庭湖八景にならって「郡中八景」を選び、これを題材として漢詩、和歌、俳句をつくった。近代日本ではじめて景観の価値をとりあげたのは、志賀重昂『日本風景論』(明治27年)であ

るが、明治人の写實的、自然主義的な風景観に影響を与えたことは想像できる。明治20~30年代の伊予市の先人たちは、五色浜に魚付林の松を植え、迎賓施設・彩浜館を建設するなど、美しい港景観の礎をつくった。100年前のこの志を継ごうとしている。

第二には、新しい伊予市八景の選定は、市内の個人・団体等による選定委員会と市民の投票によって選ぶという方法を取り、小中学校や公民館に投票箱において、市民の意向を集約した。市民が伊予市全体を見渡して、都市の景観を考えた初めての体験であった。

三つ目の特徴は、八景選定にとどまらず、市民の文化活動に活用されていることである。毎年、子どもたちが参加する写生大会やフォトコンテスト、伊予市八景めぐり・ウォークラリーなどが開催され、八景を題材にした詩吟や俳句などが創作されている。文化・表現活動を通じた郷土の景観観察である。

この伊予市八景実行委員会の活動は、象徴的な八つの風景を守ることにとどまらず、歴史的な建築物をはじめ地域の新たなランドマークや景観の再発見・再評価と結びつきはじめた。大洲藩主の祈願寺「福田寺」では、建築士会や専門家による建築調査や民家見学会、市民コンサートなどの文化活動が行われるようになった。今後、地域の歴史的環境と景観を育て、市民の手による「五十景」「百景」運動へと発展する可能性がある。

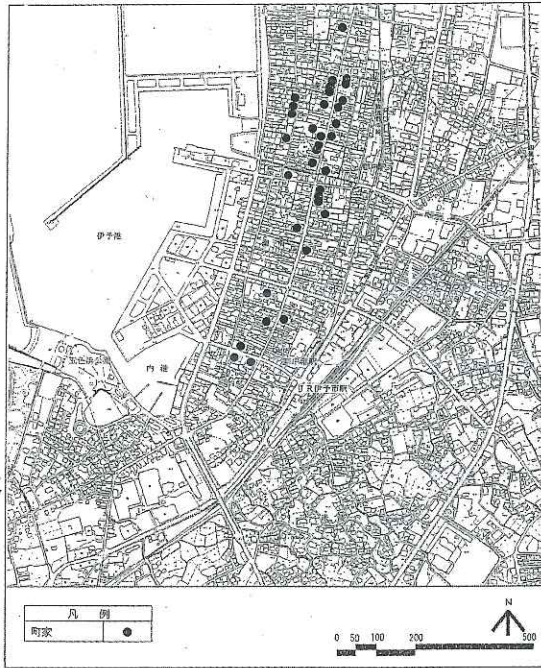
(2) ランドマークとしての「灘町・宮内邸」を守る活動

伊予市の旧市街地は戦災から免れ、港を中心に美しい歴史的な町家・町並みが残されていた町であった。しかし経済の「高度成長」とは裏腹に、街の中心部である灘町・湊町は、1960年に7,385人の人口が2000年には2,628人、世帯数も1,811世帯から1,039世帯へと急減した。市街地の拡大によって周辺部に人口が拡散する典型的なドーナツ化現象を引き起こしている。65歳以上の高齢人口は26%と高齢者世帯が増加し、中心部からの人口流出は、商業機能を急速に衰退させた。

地域の変貌・衰退は、歴史的な町並みと景観を大きく歪めている。灘町・湊町の人口減や高齢化、建物の老朽化、駐車場やマンションなどへの用地転売などの動きの中で、砥部焼創業に関わった大洲藩御用商人・和泉屋出

店(西岡家)、萬安港築造とともに商いをはじめた廻船問屋・北国屋(北村醤油店)の取り壊しにみられるように、やむなく消失していく事態がすすんでいた。

図1 主要な町家の分布



こうしたなかで、1998年11月、灘町を拓いた宮内小三郎家を後世に保存するために、「灘町・宮内邸を守る会」の活動が始まった。同じまちの住民として灘町の歴史を学び、この地域にしかない歴史的な文化遺産としての価値を再発見し、保存と活用のために自らやれることをやってみよう、後世に継承できるかどうかは、市民の自治の力にかかっているという共通の思いが原点にある。

宮内小三郎家の建築物は、灘町・湊町の歴史的景観を守る上で、ランドマーク・シンボルとしての意味がある。

11代続く宮内小三郎家は、調査によって、主屋の建築年代が元文3年(1738)であることが判明した。ひとときわ高い屋根に掲げられた千鳥破風の主屋は代官所を思わせ、敷地内には、酒造りに使われていた井戸小屋や蔵が残されている。奥行き深い敷地には、表通りの喧騒から離れた中庭と数奇屋普請の二つの隠居家がある。江戸後期の建築と推定される古隠居には、床脇の大きな丸窓、円山応挙作と伝えられる天井絵、丸彫



宮内小三郎家

りの鯉の欄間がある。新隠居は明治45年(1912)に建てられ、玄関は片流れの屋根に片引きの板戸という造りではあるが、外壁に使われている樺の木目、北山杉の小丸太、五郎太石にすいつく板、座敷には柱も天井板も目の込んだ赤味の杉の柱目、床框の黒柿、軒桁に使われた赤松、戸袋の楓の一枚板など、多くの材が選び抜かれている。この新隠居は、中野寅雄が建てた大洲の臥龍山荘と兄弟普請であり、木造建築の粋を生かした名建築である⁽³⁾。

「守る会」の活動の第一は、市民むけの見学会や地域の文化活動である。宮内邸でのギャラリー「灘町と宮内邸」展、銀行や郵便局ロビーでの「写真展」の開催、町家や寺社でのジャズコンサートや木管五重奏の演奏会など、多彩な活動を展開している。第二は、共同学習・調査研究として、愛媛大学内田九州男研究室による灘町の歴史と地割調査、宮内家文書調査、町並みフォーラム・タウンウォッチングや地元建築士会などとの伝統的町家調査など、専門家の熱心な協力が活動を支えている。第三に、町家の保存や活用の学習では、愛媛県内の内子町などの町並み保存条例や白杵・日南・小樽・鞆之浦の「全国まちなみゼミ」への参加など、全国的な経験にも学んでいる。

こうした中で、宮内家文書調査で新たに発見された江戸期の灘町原風景「郡中市百濱辺図」、萬安港築造の経過を描いた「郡中波戸普請絵図」の二点の古絵図が、「守る会」の要望を受けて伊予市文化財に指定されるなど、地域の歴史学習と再認識が進みつつある。また、愛媛の地域出版社の協力を得て『郡中町家物語』(アトラス出版)が編集され、郷土の歴史と文化を発信する情報誌へと実を結んだ。

(3) 巨大な地割がある港町

－ 景観の歴史的形成から学ぶ－

歴史的景観の保全を考えると、「過去風景」ともいえるべき町の骨格や歴史的形成を調査・学習し、市民の共通認識にすることが不可欠である。灘町原風景を描いた「郡中市浜辺図」は、まちづくりの歴史という目に見えない「物語」(心象風景)を明らかにした。

灘町を歩いて、まず驚くのは、奥行き60間(117メートル)という巨大な地割である。大阪城下なら20間、京都の町家でも最大30間であるが、その2～3倍と全国的にも特異な短冊状の造りである。大洲街道沿いの家屋の奥には、中庭や離れ、隠居、蔵、畑、空き地などが配置されている。大洲藩の蔵屋敷より町家のほうが奥行きが長いということにも、宮内一族が町をつくり上げた灘町の個性があらわれている。東西に大

洲・新谷藩の蔵屋敷を設け、問屋街を連ねた街道・路地と町の基本的な骨格は、開町以来、当時のままなのである(4)。

灘町・湊町の町家の面白さは、江戸—明治—大正—昭和と、町ができてから365年の歴史を映すかのように、時代の節目ごとの建物が残っていることである。江戸期の建築は、街道沿いの問屋として、収納のためのつし二階、二階壁面を半間後退させた「おだれ」という一階の屋根をもつ。切妻造り、本瓦葺、平入りの建物、塗籠の壁面・窓格子など独特の趣きがある。角地には入母屋造の建物が今でも息づき、明治・大正期、かつて銀行であった擬洋風建築も残されている。

図3 建物正面の形式の例

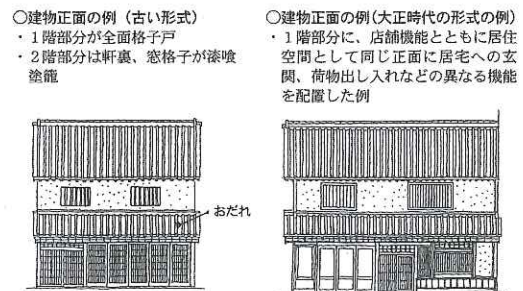
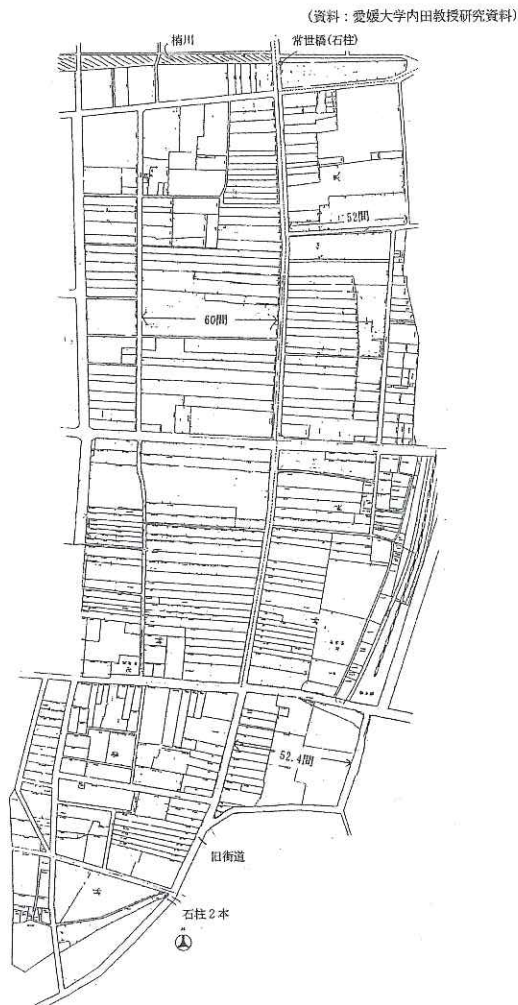


図2 灘町地割図



この灘町・湊町の歴史的町家の調査についても、行政の反応は鈍かった。1993年に伊予市商業協同組合が議会陳情したものの、当時の教育委員会は「一定地区に集中しておらず、保存は無理」という立場であった。その後、「灘町・宮内邸を守る会」や地元建築士会など市民の自主的な町家調査、市長・教育長への要望などの結果、1999年9月に調査費が計上され、愛媛県建築士会伊予支部・犬伏武彦氏らによって「伊予市灘町・湊町地区伝統的町家建物調査報告書」(2000年6月)がまとめられた。

(4) TMOによる「まちなみ協定」の活動

2000年6月、伊予市は、中心市街地活性化法にもとづいて「伊予市中心市街地活性化基本計画」を策定し、灘町・湊町の歴史的な建物を活かした「まちなみ形成事業」をプログラムとして提示した。整備方針は、①新旧混在のために歴史的建造物群の保全という手法ではなく、歴史を受け継ぎながら緩やかな枠組みでまちなみを変化させていく ②町家の歴史的価値を明らか

にし、象徴となる宮内邸を積極的に保存・活用していくというものであり、そのために、まちなみ形成のルールづくり、外観(ファサード)の修景と補助制度の創設という事業手法を示した。この中心市街地活性化基本計画にもとづいて、「株式会社まちづくり郡中」によるTMO(タウンマネジメント)構想が2001年3月にまとめられ、「まちなみ協定」案にもとづく地域ごとの懇談会が開催されている。しかし、全体として「まちなみ協定」についての説明段階であり、住民の自発的な動きは、まだ見えてこない。

中心市街地活性化法は、1998年の大規模小売店舗法の廃止に伴い、「まちづくり関連三法」の一つ(他の2つは大規模小売店舗立地法、都市計画法の改定)として新設された法律である。自治体による基本計画の策定とこれを推進するTMOによる事業の具体化という枠組みであるが、松山大学の青野勝広教授も指摘するように、日本のTMOはアメリカのダウントウンの管理・運営をおこなうDIDD(Downtown Improvement District)のように徴税権をもつような地域組織ではなく、補助金と事業収入に依拠しており、行政やコンサルタントに依存した計画づくりの傾向が強い。TMOの構成をみても商業者、商工会議所、行政が中心で、商業中心の活性化機関となりがちで、市街地全体のまちづくりのマネジメント機関とはなり難い。

「まちなみ協定」や歴史的景観に関わる総合的な対応を、TMO任せにするのではなく、直接の利害関係者のみならず広範な市民や専門家の意見が幅広く集約され、住民主体の地域組織づくり、多面的な学習や個別の相談、技術アドバイスなど、きめの細かい信頼関係とソフト面の対策なしには、歴史的な町並み形成は困難ではなからうか。伊予市のような「新旧混在」地域では、一律的な町並みの修景基準やガイドラインよりは、手間をかけて個別の課題に対応しながら、徐々にまちのすすむべき方向を見定め、専門的な助言・援助(マンパワー)と市独自の助成制度とを組み合わせることが必要と思われる。

3. 住民主体の景観づくりのこれからの課題

(1) 市民参画で実効性のある景観条例づくり

景観を守り育てる上で、まず第一に、自治体レベルの景観づくりの基本計画と実効性のある条例を市民参画で策定する必要がある。

景観行政は、これまでの土地利用計画的な都市計画手法から、地域住民や市民の目でまちづくりを考える第一歩である。画一的な手法ではなく地域固有の風景、歴史や文化を織り込んだ景観計画づくりは、地方分権の時代にふさわしい自治行政に他ならない。人口1万人の神奈川県真鶴町は、「まちづくり条例」(1993年6月)の中心課題に「美の原則」をすえ、すでに存在している「歴史的・自然的景観」から「生活環境」(場所、歴史・風土からコミュニティ、眺めまで)のすべてに「美の基準」を定め、すべての建築行為のコントロールをはかっている。小さい自治体ならではの先進的なきめ細かさである⁽⁵⁾。「松山市景観条例」(1996年3月)は、松山城の歴史的景観の保全を目的にしているが、眺望を確保するためのマンションなどの高さ制限や容積率規制などの具体的規制がないため、市民から危惧の声があがっている。地域の風景は、自然地形—ランドマーク—町並み—一人々の生活—場所性と、遠景から近景まで多様な景観要素が重なり合い、位置関係をかえて美しい姿を演出するものである。松山市の風景を考えた場合、遠望の景観とそれを鑑賞できる地点を再点検し、その場所性を含めた景観づくり基準などが今後の課題であろう。この面でも、市民の参画・協力を得ながら行政の縦割りを越えた対応が求められている。

(2) 歴史的景観を生かしたまちづくりへのコンセンサス

第二に、景観保全のなかで、歴史的な建築物や町並み、歴史的な景観を生かしたまちづくりの多面的な意義を、行政・市民を含めた共通のコンセンサスとすることである。

60年代後半から70年代にかけた公害反対、文化財・町並み保存の市民運動を背景に、1975年には歴史的町並みを文化財として保存する「伝統的建築物群保存地区」制度、1978年の神戸市景観条例をはじめ町並み・景観形成をめざす諸制度が国・自治体で設けられ、1996年

の登録文化財制度の導入によって、地域の文化財や歴史的環境を守るネットワークが広がりがつつある。しかし日本の建築行政・都市計画の法制度の根幹は、永らく歴史的な町並みや歴史的環境を排除の対象としてきた。港町や歴史的町家の実態に合わない都市計画道路や町家の増改築に建築基準法の適用を画一的に要求することは、その存続そのものを否定するものである。

明らかに全国一律の建築基準法や都市計画法は、日本の伝統的な建築様式や装飾、地域性・歴史性をもった固有の景観、アイデンティティを消失させてきたとい



瀬町・湊町の町並み

ってよい⁽⁶⁾。たしかに「伝統的建造物群保存地区制度」の創設以来、「街並み環境整備事業」(1993年)など各種補助制度も充実してきているが、必ずしも市町村等が歴史的景観づくりに前向きであるとはいえない現実もある。伊予市においても、歴史的な町並みを生かしたまちづくりの必要は認める一方で、人口減少による空き家や老朽化の進行のもとで「たいしたものではない」「伝建指定は無理」「手遅れ」「観光的にも成り立たない」「財政的に困難」という様々な消極論・悲観論が展開され、今日でもその影響はある。

この点で、歴史的町家・町並みの現代的意義を再認識・再評価する努力がある。伝統的な木造建築や落ち着いた瓦屋根、低層でヒューマンスケールの町並み、地割を生かした快適な職住の区分け、中庭や文化的空間として粋をこらした離れや隠居、防災を考えた井戸や集落立地、路地に息づく人のつながりなど、21世紀のサステイナブル(維持可能)な地域社会にとって必要なコミュニティや暮らし方・ライフスタイルが、そこにはある。

また悲観論の底流には、町家・町並みを観光資源的

にしか見ない商業主義的傾向もある。町並みが伝建地区のように連続しておらず、点在しているから「価値が低い」のではなく、たとえ数が少なくとも、歴史的建造物は独自の価値を現代に伝えている。問題は、町家・町並みと共に生きる住まい方・暮らし方が輝いているかどうかである。訪れる者に地域の美しさや人の温もり、歴史に育まれた知恵や文化が伝わって、はじめて「国の光を観る」本来の観光が生まれるのである。

しかし歴史的町家は、間取りや採光など現代生活にそぐわない不便さがあることも事実である。これを解決するのが、専門家・プロパーとしての地域の技術者や行政職員の役割ではないか。伝統的な匠たちの技を受け継ぎ、住み続けられる居住環境と景観創造、新たな発想で町家・町並みを再生する人的ネットワークが全国各地で挑戦され、成果をあげている⁽⁷⁾。

行政や議会関係者は、財政的な理由を上げるが、3.5ヘクタールの面積、89棟の伝統的町家をはじめ八日市・護国の町並み保存地区を育ててきた内子町を例にみると、1978年から2002年の24年間で要した277件の修理・修景予算は、全事業費で3億3,202万円(国庫補助2億9,507万円、町単独事業費3,695万円)であり、これが他の公共事業と比較して財政負担が多すぎる事業といえるだろうか。問題は予算ではなく、時間をかけてでも地域固有の景観、歴史的町家の保存・再生に取り組む継続した熱意・意思があるかどうかである。それぞれの地域の歴史的町家や町並みが、歴史的ストックとして保存・再生ができれば50年後、100年後に必ず意味がでてくる。

(3) ランドマークをつなげるネットワーク型の景観づくり

第三には、地域のランドマークやモニュメント、拠点的な景観要素とランドスケープをつなげる新しいネットワーク型の景観づくりをすすめることである。

1996年の文化財法改正による登録文化財制度の導入によって、新しい地域のランドマークとしての歴史的建築物・構造物が着実に増えてきている。愛媛県内では、今年10月現在、38件とまだ少ないが、候補も含め今後とも増えていくであろう。また愛媛県の平成13年度「近代化遺産等総合調査」によって、県下で1,326件の近代化遺産に該当する物件が確認された。こうした歴史

的資産・ランドマークとしての登録文化財や近代化遺産をネットワークとしてつなぎ、歴史的な景観づくりに活用することは可能である。すでに、東京都の「文京の歴史・文化研究会」では、登録文化財のネットワーク型活用をめざして文京区の登録文化財「所有者の会」を発足させ、文京区を生きた近代建築の博物館にする構想をすすめている⁽⁸⁾。また、名古屋市役所・愛知県庁(いずれも登録文化財)のある名古屋市東区では、登録文化財・指定文化財ばかりではなく、公開されている建築物のネットワークを「文化のみち」として保存・活用し、沿道景観と調和した緑道や環境整備をすすめている。こうしたネットワーク型の景観づくりには、市民や専門家などの参画、行政とのパートナーシップが不可欠である。市民による地域の歴史的建造物のネットワークが、新たな歴史的景観とまちの個性を生み出すにちがいない。

歴史的建造物が失われた「新旧混在」のまち、松山市など震災を受けた市街地の多くでは、まちの歴史が見えにくく、個性が失われているといわれている。しかし地域の歴史的の魅力は、歴史的建造物や伝統的木造建築物の数や密度だけでは語れない。道後商店街振興組合・旅館組合が企画した「道後村めぐり」は、へんろ橋、湯月城跡、寺町、瀬戸風峠の4つのコース、1番から28番までのポイントをスタンプラリーで周れるようになっている。これもネットワーク型の景観づくりである。道後の地形や緑、水路や石手川沿いの小川、へんろ道、温泉街の木造建築物や坂道・曲がった路地、中世の湯築城跡、寺社仏閣の祭り、日常のもてなしや生活風景など、有形無形のもの関連しながら地域の魅力を形成している。行政区ではないが「道後村」の固有の歴史性を読み解き、住民が共有することで、道後温泉だけではない「道後らしい」歴史的景観を育む方向が見えてくるのではないか。

(4) 子どもたちとの環境学習による「まち育て」へ

—「まちタンケン」の活動—

第四に、これからの住民主体の景観づくりは、市民や子どもたち自身による環境学習・体験学習の多様で創造的な取り組みによる「まち育て」にかかっている。

タウンウォッチングやワークショップ手法が都市計画の中でも取り入れられてきているが、大切なのは、環境学習を通じた共感づくりや環境を改善していく市民の主体的な意欲・意識づくりである。まちの暮らしや自然、歴史的な環境は、地域独自の景観や空間、知恵や文化をはじめ、環境学習のための多様な素材を提供してくれる。子どもたちの視点に立つと、これまで見えなかったものが見えてくる。驚き・感動が生まれてくる。遊びながら「まちを育てていく」体験は、まちへの愛着や提案づくりへと発展し、環境や景観、地域のコミュニティを育てる住民の主体形成につながる。



絵マップにまとめる表現活動

伊予市では、松山建築楽会・愛媛大学曲田清維研究室・「灘町・宮内邸を守る会」などが、「まちタンケン実行委員会」をつくり、「子どもの視点で『まち遊び』『まち育て』」の活動をはじめている。今年の10月に開催した「郡中まちタンケンコンクール」には、「みんなでつくる楽しい暮らし・住まい・まち」をテーマに、郡中小学校の5、6年生を中心に灘町・湊町を6エリアに分け、まち探検と提案づくりの活動をおこなった。活動の組み立ては、まず第一段階が「発見」である。「おもしろいもの、気になるものを見つけよう」「緑でいっぱいになりたいところ」など、学生のリーダーたちが、子どもたちの五感に呼びかけながら、90分位かけてまちを歩く。発見したものをスケッチやカメラで記録していく。第二段階は、「表現・制作」の活動。子どもたちが発見したものを、一枚の絵マップにまとめる作業である。栄養寺の本堂を会場に、スケッチから「まちの宝物」を絵の具・クレヨン・色紙などを使って自由に表現しながら、「楽しいまち」のテーマにそって、みんなで作品づくりにとりかかる。描いたり、ちぎり絵を張り合わせたり、

写真をレイアウトして並べてみながら、みんなで評価し合い、共通のイメージにふくらませ、違ったテーマや提案に発展することもある。2時間後、町家や銭湯の面白さを描いた「郡中の地図大発見」や公園にしたい「まちなかの自然」、酒蔵を利用した「お酒の遊園地」など見事な作品に仕上げることができた。第三段階は、後日おこなう「コンクール」と継続した「提案」づくりである。作品については、埋め立てされた川の空き地を利用して展示をし、子どもたち・まち探検参加者とともに、地域の住民も一緒に共感し合い評価をし合う「コンクール」を行うことにしている。この評価の中から、次のまちづくりのアイデアや提案づくりにつなげようというものである。

「まちタンケン実行委員会」は、「君たちにもできる『まち育て』」を呼びかけながら、毎年継続した取り組みにしていく計画であり、こうした点で、学校や教師たちとの協力・提携が不可欠である。幸い郡中小学校は、「総合学習」のカリキュラムの一貫として、灘町・湊町の町並みをテーマに子どもたちの環境学習をすすめようとしており、将来、地域と学校が学習プログラムを共有することも可能になるかもしれない。同時に、子どもたちの活動を介して、大人たちも一緒になった地域の住環境や景観づくりに発展することも期待される。

「まち育て」を提唱している延藤安弘・千葉大学教授は、「まち育て」の定義を、「市民主体、および市民・行政・企業の協働により、環境の質を持続的に育み、それにかかわる人々の意識・行動も育まれていくプロセスである」とし、「人間も環境も相互進化していくサステイナブルなコミュニティづくりのことである」としている⁽⁹⁾。市民や子どもたちが、まちの環境や景観から感性豊かに学び合い、環境に働きかけ育みながら、自らも育てていくという「まち育て」の循環こそが、これからの住民主体の景観づくりの基本になるであろう。

地域の自然や歴史的環境に学び、「複数の総合的な価値」である公共財としてのアメニティを守り育んでいく内発的な「まち育て」から、地域性・歴史性をもった固有の「共有された」風景・景観が創造されていくにちがない。

- (1) 木原啓吉『歴史的環境』(1982年、岩波新書)
- (2) 宮本憲一『環境経済学』(1989年、岩波書店)
- (3) 犬伏武彦『町家の見どころ』『郡中町家物語』(2001年、アトラス出版)
- (4) 内田九州男『伊予の近世史を考える』(2002年、創風社出版)
- (5) 五十嵐啓喜・野口和雄・池上修一『美の条例』(1996年、学芸出版社)
- (6) 西村幸夫『環境保全と景観創造』(1997年、鹿島出版会)
- (7) 大河直躬編『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり』(1997年、学芸出版社)
- (8) 三船康道・養田ひろ子『登録文化財と町並みネットワーク』『新・町並み時代』(1999年、学芸出版社)
- (9) 延藤安弘『「まち育て」を育む』(2001年、東京大学出版会)

Profile 門田 眞一

-
- 1951年 愛媛県伊予市生まれ。
 大阪市立大学商学部商学科卒(地方財政・地域経済学)。
 1974年 (社)大阪自治体問題研究所
 1994年 (資)門田石油店
 1997年 伊予市教育委員(～2001年)
 2002年 伊予市文化協会会長・愛媛県文化財保護指導委員
-
- 1995年 伊予岡八幡神社「日露戦争給馬」保存修復活動
 1998年 「灘町・宮内邸を守る会」事務局長
-